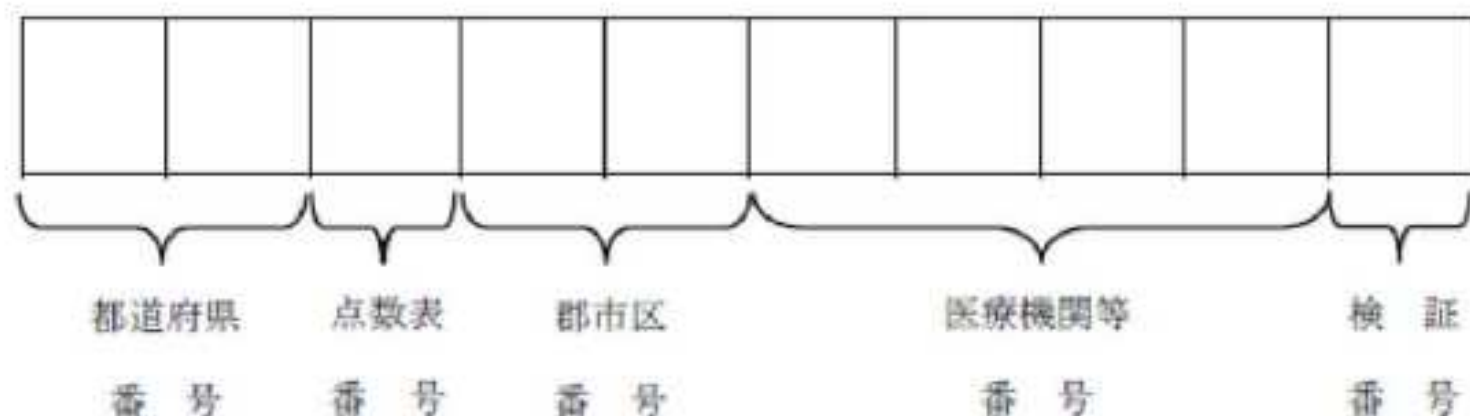


図 14 医療機関等コードの内訳



地方厚生局において指定される7桁のコードは、上記10桁のコードの下7桁（郡市区番号＋医療機関等番号＋検証番号）である。すでに診療報酬又は特定健診等の支払い請求を行っている接種実施医療機関等であって、7桁のコードしかわからない場合には、図15を参考に、都道府県番号と点数表番号を記入して、10桁のコードを記載すること。

なお、10桁のコードを有していない接種実施医療機関等については、集合契約への参加に当たってのワクチン接種契約受付システムの利用時に付与された10桁のコードを記載すること。介護保険施設については、10桁の介護保険事業所番号を記載すること。

図 15 都道府県番号及び点数表番号

番号名	番号	都道府県名
	01	北海道
	02	青森県
	03	岩手県
	04	宮城県
	05	秋田県
	06	山形県
	07	福島県
	08	茨城県
	09	栃木県
	10	群馬県
	11	埼玉県
	12	千葉県
	13	東京都
	14	神奈川県
	15	新潟県
	16	富山県
	17	石川県
	18	福井県

番号名	番号	内容
点数表 番号	1	保険医療機関（医科）
	2	保険医療機関以外の健診・保健指導機関